

～指定医講習会についての報告～

～はじめに～

国土交通大臣が主催する「指定航空身体検査医等に対する講習会」の事務請負を今年度も当センターが受託し、6月5日(金)、6(土)、7日(日)の3日間、羽田空港ターミナルビル「ギャラクシーホール」にて実施しました。

1. 初日は新規機関と新規指定医向け

初日は今回初めて指定医療機関、指定医になろうとされている先生方と事務担当の方に対する講習で、航空局乗員課から事務手続きや航空身体検査の法的根拠などについての講義があったほか、基本的な航空生理について防衛省航空自衛隊の別宮医官から講義されました。



2. 更新機関と更新指定医が加わって

2日目は、新規に指定医になろうとしている先生方のほかに、すでに指定医として航空身体検査をなさってきており今回指定医の資格更新が必要な方々が出席され、主に臨床的な事柄についての講義がありました。今回、講師は主に航空身体検査証明審査会(審査会)の委員である先生方にお越し、精神科、耳鼻科、眼科、循環器科について、実際の症例提示を交えて講義していただきました。また昨年に引き続き、航空会社でパイロットの健康管理に携わる方で希望された方々がオブザーバーとして聴講され、日々の業務の参考になったとのご感想をいただくことができました。

航空身体検査は、指定医が指定医療機関で行い、国が定めた航空身体検査基準によって判定しますが、この基準を満たさなかった場合には指定医は「不適合」と判定しなくてはなりません。しかし、不適合とされた場合でも、本人が希望すれば国土交通大臣に申請を行い、審査の結果、国が航空の安全を脅かすことなく航空機を操縦できると認められた場合には、特別に身体検査証明を発行されることができます。その際、国土交通省航空局では局長のもとに航空身体検査証明審査会という諮問機関を設けており、審査会の委員である各科の専門家の検討結果を基にして、航空局が証明を発行するか否かを判定しています。審査会は月に1度開かれ、毎回約100例を越える申請について検討が行われており、その結果、航空局はこれらの例の9割以上に対して身体検査証明を発行しています。



大臣判定を申請する例は、全体の受検例の約1割ですので、多くの指定医の先生方にはあまりなじみがなく、どういった点に注意してどのような検査や書類を準備すればよいのかわかりにくい点もあり、講義後の質疑応答の際には審査会に提出する書類についての質問もいくつか見られました。例えば、聴力低下の際の語音聴力検査は100%になるまで検査しなくてはいけないのかという質問に対し、85%から90%程度までの検査でよいという回答がなされました。また、ゴールドマン視野計以外の視野計でもよいとマニユ

アルに書かれているが測定法についての記載が明確ではないため、どのようにすべきかという質問もありました。これに対しては、周辺視野についての情報をできるだけ正確に得るために基本的にはゴールドマン視野計での検査を行うことになっており、やむを得ずハンフリー視野計などで検査を行う場合には、周辺視野についてきちんと確認できる方法を用いることとの回答でした。気管支喘息の既往のある場合の判断についても質問があり、これについては、小児喘息ではなく成人してからの喘息については、全例不適合とし、大臣判定を申請している旨回答がなされました。

講師の先生方からは、毎回、そのときに提出された資料のみによって審査を行うため、以前からの経過がわかるように、臨床経過や重要な検査結果は簡潔にまとめて記載してほしいといういずれの科でも共通の要望がありました。例えば脳波の異常の場合、「脳波異常」とだけ記載されており、どのような異常であったかが記載されていない事例が散見されるため、現在みられる異常をどのように評価すべきか困難をきたす場合があります。

航空局に対する質問や要望も出されました。例えば、一旦特別判定指示が出された場合、何年たっても同じ検査を指示通りに行うことになり、時間の経過と共に臨床的には不要ではないかと思われる場合にはどうしたらよいかという質問がありました。これに対しては、指示内容について再度検討を希望する旨、航空局に問い合わせをしてほしいとのことでした。また、抗アレルギー薬の一部が一定の条件のもとに使用を許可されていますが、現在の身体検査マニュアルに記載された使用法では治療としては不十分なこともあるため再検討できないかといった意見が出されました。

3. 新規指定医への実技講習

3 日目は航空医学研究センターにおいて、主に眼科と耳鼻科の診察について実技の講習があり、多くの先生方が内科であるため、診察手技の確認に役立ったとのご感想が寄せられました。

同時に航空振興財団においてシミュレータの体験も行われました。日本には、パイロットの免許を持った医師は少なく、受講者の多くにとって初めてのコックピット体験となりました。百聞は一見に如かずといわれるとおり、皆さんのコックピット環境や航空業務についての理解に役立てていただくため、当日は実際に「操縦」も体験していただきました。航空振興財団様、ご協力ありがとうございました。



～おわりに～

今回の講習会に参加された医療機関、医師の皆さんは新規・更新を問わず 6 月中に国土交通大臣あてに申請なさってください。尚、新規申請の場合、実際に指定医療機関、指定医として認められるのは諸々の手続き終了後の 10 月となります。

以上、6 月 5 日(金)～7 日(日)に開催された講習会の御報告でした。航空医学研究センターでは、航空身体検査に関するご質問に対応しています。メールまたは FAX などでお問い合わせください。また、当センターへの御意見、ご要望などございましたらメールでお寄せいただければ幸いです。

財団法人 航空医学研究センター

〒144-0041 東京都大田区羽田空港 3-5-10

ユーティリティセンタービル 4F

TEL: 03-5756-9070 / FAX: 03-5756-9071

<http://www.aeromedical.or.jp>